

外国為替及び外国貿易法の一部改正について(参考1)

グローバル化や情報化の進展、不正輸出事案の増加など、安全保障貿易管理をめぐる情勢の変化を受け、技術取引規制の見直しと、罰則強化等の措置を講ずる所要の改正を行う。

公布：平成21年4月30日

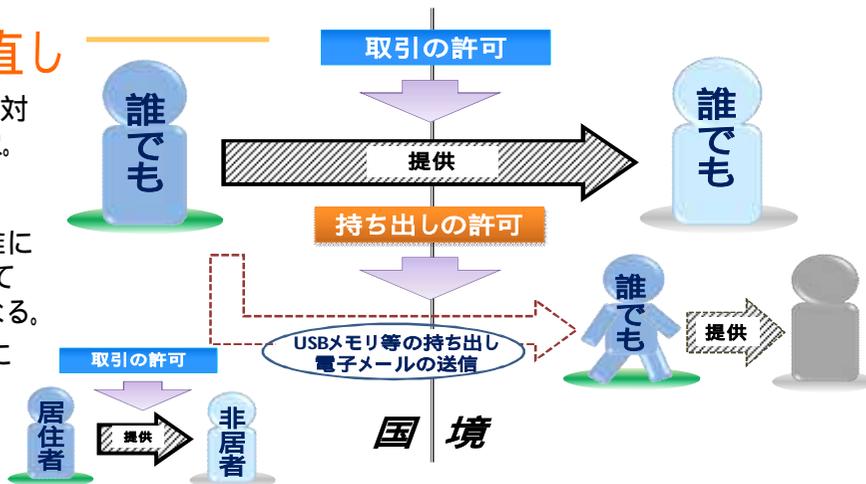
施行：平成21年11月1日(一部を除く)

技術取引規制の見直し

改正前は、居住者から非居住者に対して技術提供を行う場合が規制対象。

改正後は、これに加えて、誰から誰に対する提供であっても、外国に向けて技術を提供する場合は規制対象となる。

また、技術を提供するために国外に技術を持ち出すこと自体が新たに規制対象となる。



Point!
技術を国外で提供するために持ち出す者は、技術を国外に持ち出す前に、いずれかの許可を受けなければならない。

Point!
国内にいる非居住者が、外国に向けて技術を提供する場合は、許可を受けなければならない。

輸出者等遵守基準

平成22年4月1日施行

安全保障上機微な貨物や技術の輸出等を業として行う者等は、経済産業大臣が定める輸出者等遵守基準に従い、輸出等を行わなければならない。

【遵守基準で定める内容】

- 輸出管理の責任者を明確にすること。
- 関係法令の遵守を指導すること。
- リスト規制品を業として輸出等する者は、その他適切な輸出管理を実施すること。

経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる(命令に違反した場合のみ罰則の対象となる)。

仲介貿易規制の見直し

仲介貿易取引の規制対象範囲を、貨物の売買に関するものから、貨物の売買、貸借又は贈与に関するものに拡大。

その他の改正・罰則強化等

無許可輸出・取引に係る罰則水準の引上げ

現行の〔5年以下の懲役〕から、最大〔10年以下の懲役〕に。
〔200万円以下の罰金〕から、最大〔1000万円以下の罰金〕に。

不正な手段による許可等取得に対する罰則の新設
法人と自然人の時効を調整する規定の導入

(参考2)

発行日:2010年〇月

安全保障貿易管理の手引

〇〇大学産学連携本部

目次：

安全保障貿易管理の目的と手段	1
外国為替及び外国貿易法の目的と概要	1
安全保障貿易管理制度の仕組み	1
〇〇大学の安全保障貿易管理体制の概要	2
1. 体制整備の考え方	2
2. 体制の概要	2
技術の提供または貨物の輸出の時のチェックの仕方	3
1. リスト規制（該非判定）	3
①貨物の輸出の場合	4
②技術の提供の場合	5
2. 大量破壊兵器キャッチオール規制	6
①提供先がホワイト国か？	9
②提供先機関が外国ユーザーリストの掲載されているか？	9
③提供する貨物や技術が外国ユーザーリストに該当する分野であるか？	9
④提供する貨物や技術が大量破壊兵器の開発等に用いられる可能性があるか？	10
3. 通常兵器補完的輸出規制	12
①貨物や技術を提供する相手先が「国連武器禁輸国・地域」であるか？	12
②提供する貨物や技術が通常兵器の開発等に用いられる可能性があるか？	12
例外規定のチェック	14
1. 貨物の輸出の場合の主な例（関係法令：輸出令第4条）	14
2. 技術の提供の場合の主な例（関係法令：輸出外省令第9条）	15

安全保障貿易管理の目的と手段

先進国が持っている高度な機械や技術が、大量破壊兵器の開発などを行っている国やテロリストなどに渡った場合、国際的な脅威となり、情勢の不安定化を招きます。その脅威を未然に防止するために、先進国を中心とした枠組みを作って輸出管理に取り組んでいます。

外国為替及び外国貿易法の目的と概要

我が国では、**外国為替及び外国貿易法**（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づき、安全保障貿易管理制度を形成しています。外為法の目的は、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することです。その目的の一つに安全保障貿易管理が位置付けられており、第25条及び第48条の規定により、大量破壊兵器の開発などのために利用・転用されるおそれのあるものとして政令で定められた技術と貨物について、「非居住者に対する技術の提供又は外国において技術の提供をすることを目的とする取引（役務取引）」と「貨物の輸出」を行う場合は経済産業大臣の許可を受けることとされています。

安全保障貿易管理制度の仕組み

法律		政令			
外国為替及び外国貿易法 (外為法)	貨物 第48条	輸出貿易管理令 (輸出令)	リスト規制 1～15項	大量破壊兵器 キャッチオール規制 別表第1 16項	通常兵器 補完的輸出規制 16項
	技術 第25条	外国為替令 (外為令)	1～15項	別表 16項	16項
貨物 : 機械、部品、原材料など 技術 : 貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報		貨物・技術の 規制対象の 地域等	・武器 ・兵器の開発などに用いられるおそれの高いもの	リスト規制以外で、大量破壊兵器の開発などに用いられるおそれのある場合	リスト規制以外で、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのある場合
ホワイト国 : 米、EU諸国等の輸出管理を厳格に実施している26か国 国連武器禁輸国 : 国連の安全保障理事会の決議により武器の輸出が禁止されているイラク、北朝鮮、アフガニスタン等10か国			全地域向けが対象	ホワイト国を除く全地域向けが対象	国連武器禁輸国向けが対象 ※特定の要件についてはホワイト国を除く全地域向けが対象

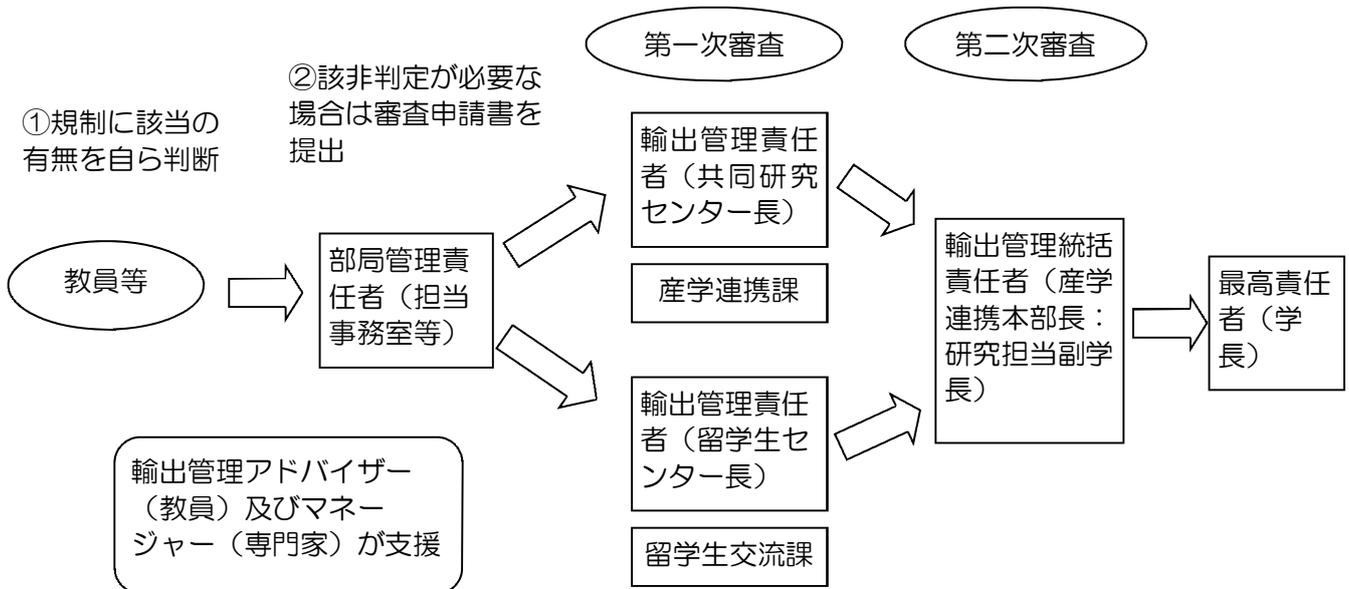
(出典) 経済産業省貿易管理部「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)改訂版」(平成22年2月)

〇〇大学の安全保障貿易管理体制の概要

1. 体制整備の考え方

- (1) 輸出管理統括責任者を産学連携を統括する本部（以下、「産学連携本部」という。）長（研究担当副学長）とし、同本部を輸出管理統括部署としました。
- (2) 輸出管理の対象となるのは、国際産学官連携や留学生等の受入に伴う技術の提供と貨物の輸出であることから、輸出管理統括責任者の下に2名の輸出管理責任者を置き、それぞれ共同研究センター長及び留学生センター長を充てるものとしました。
- (3) 輸出管理責任者の補助者として上記2つのセンター勤務の教員のうちから輸出管理アドバイザー2名を任命し、更に専門的知識を有する者を輸出管理マネージャーに任命するとともに、輸出管理に関する事務を産学連携課と留学生交流課が担当することとし、支援体制を整備しました。また、部局輸出管理責任者を置くこととし、各部局長を充て、各担当事務室等を部局輸出管理部署としました。
- (4) 技術提供等を行おうとする教員等は、本学の発行する手引書等に従い、外為法等の規制に該当するかどうかを判断する第一次の責任を負いますが、該当しないことが明らかな場合は、事前に書類の提出等を必要としないものとしました。
- (5) 技術の提供又は貨物の輸出が規制に該当するかどうか疑わしい場合は、教員等は審査申請書を作成の上、部局管理責任者を通じて、輸出管理責任者に提出するものとします。審査は、輸出管理責任者の行う第一次審査を経て、輸出管理統括責任者の行う第二次審査により最終的に確定するものとします。その結果、経済産業大臣の許可を必要とすると判断した場合は、輸出管理統括責任者が学長名により、必要な手続きを取ります。

2. 体制の概要



【リスト規制のチェックの事例】

政令、省令、通達をまとめて一覧できるように掲載したものが経済産業省の作成した「貨物のマトリクス表」、「技術のマトリクス表」(http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/index.html) になりますので、輸出しようとする貨物や提供しようとする技術の判定を行う際に参照してください。判定の結果、規制対象品目に該当し、かつ許可が不要となる特例(本誌p.14~15参照)に該当しない場合は、経済産業大臣の許可を受けることが必要となります。

①貨物の輸出の場合

(例)

輸出令別表第1の6項7号の場合

○輸出令別表1の6中欄：次に掲げる貨物(2の項の中欄に掲げるものを除く。)であって、経済産業省令で定める仕様のもの

輸出令別表第1の6項：材料加工
(7) ロボット等



貨物のマトリクス表

輸出令第6項		貨物等省令第5条	
項番	項目	項番	項目
輸出令第6項(7)	ロボットであつて、次に掲げるもの又はその部分品若しくは制御装置	貨物等省令第5条第9号	ロボット(操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置若しくはエンドエフェクター
輸出令第6項(7)1	実時間で三次元の画像処理又は画像解析をすることができるもの		イ プログラム又はプログラムの数値データを作成又は書き換えるために、即時に完全三次元の画像処理又は完全三次元の情景解析ができるもの
輸出令第6項(7)2	防爆構造のもの		ロ 日本工業規格C60079—0号で定める防爆構造のもの(塗装用ものを除く。)
輸出令第6項(7)3	放射線による影響を防止するように設計したもの		ハ 全吸収線量がシリコン換算で5,000グレイを超える放射線照射に耐えることができるように設計したもの
輸出令第6項(7)4	高い高度で使用することができるように設計したもの		ニ 30,000メートルを超える高度で使用するように設計したもの

上記下線部「経済産業省令で定める仕様」は貨物等省令を意味します。

例えば、「ロボット」であつて、「防爆構造のもの」であつた場合、「貨物等省令」第5条9号にある仕様にあてはまるかどうかを確認します。

ロボット関係では、輸出令別表第1の「6. 材料加工の(7) ロボット等」以外にも、「2. 原子力の(15) ロボット等」、「14. その他の(7) ロボット・制御装置等」、「12. 海洋関連の(5) 水中ロボット」などがありますので、同様にチェックが必要です。

②技術の提供の場合

(例)

外為令別表第1の6項の場合（輸出令別表第1の6項7号の「ロボット等」に関わる技術をチェックする場合）

外為令別表第1の6項：材料加工



技術のマトリクス表

外為令第6項		貨物等省令第18条	
項番	項目	項番	項目
外為令第6項(1)	輸出令別表第1の6項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	貨物等省令第18条1項	外為令別表の6の項(1)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。 第5条第二号ロ(三)若しくは二、第三号、第五号若しくは次のいずれかに該当するもの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。) イ 旋削をすることができる工作機械であつて、輪郭制御をすることができる軸数が2以上のものうち、国際規格ISO230/2(1997)で定める測定方法により測定したときの直線軸の位置決め精度が0.0036ミリメートル以下のもの ロ フライス削り又は中ぐりをすることができる工作機械であつて、次のいずれかに該当するもの (一) 輪郭制御をすることができる直線軸の数が3つで、かつ、輪郭制御をすることができる回転軸の数が1のものであつて、国際規格ISO230/2(1997)で定める測定方法により測定したときの直線軸の位置決め精度が0.0036ミリメートル以下のもの (二) 輪郭制御をすることができる軸数が5以上のものであつて、国際規格ISO230/2(1997)で定める測定方法により測定したときの直線軸の位置決め精度が0.0036ミリメートル以下のもの 貨物等省令第18条1項第二号 前号に掲げるもののほか、第5条に該当する貨物の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)
		貨物等省令第18条1項第三号	第一号イ若しくはロ、第5条第二号ロ(三)若しくは二、第三号、第五号に該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)
		貨物等省令第18条1項第四号	前号に掲げるもののほか、第5条に該当する貨物を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)
外為令第6項(2)	輸出令別表第1の6項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(2の項の中欄に掲げるものを除く。)	貨物等省令第18条2項	外為令別表の6の項(2)の経済産業省令で定める技術は、第5条に該当するものを使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)とする。

※特に、ロボット関連では、貨物等省令第18条1項2号の記載により、第5条9号の以下の記載が関係してきます。

- 九 ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置若しくはエンドエフェクター
イ プログラム又はプログラムの数値データを作成又は書き換えるために、即時に完全三次元の画像処理又は完全三次元の情景解析ができるもの
ロ 日本工業規格C六〇〇七九一〇号で定める防爆構造のもの（塗装用のものを除く。）
ハ 全吸収線量がシリコン換算で五、〇〇〇グレイを超える放射線照射に耐えることができるように設計したもの
ニ 三〇、〇〇〇メートルを超える高度で使用するように設計したもの

「①貨物の輸出の場合」と同様に、「経済産業省令で定める仕様」である「貨物等省令」をチェックし、リスト規制に該当するかどうか判断します。

ロボット関係の貨物を輸出する場合と同様、輸出令別表第1の他の項に該当しないかどうか合わせてチェックする必要があります。



・以上、「リスト規制」に該当する技術や貨物であれば、提供時に経済産業大臣の許可が必要になりますので、「技術の提供等審査申請書」を提出してください。

・「リスト規制」に該当する技術や貨物でない場合は次の2の①に進んでください。

【リスト規制チェック後の具体的な相手先及び用途のチェック方法】

2. 大量破壊兵器キャッチオール規制

「1. リスト規制」、すなわち、輸出令別表第1の1の項から15の項に該当しない場合でも、相手先の目的、取引先の情報などから判断して、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が核兵器等（※1）の開発等（※2）のために使用されるおそれがある場合は、経済産業大臣の許可が必要となります。これが「大量破壊兵器キャッチオール規制」に該当するかどうかという判定です。経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合や、相手先（非居住者への提供の場合はその者の住所又は居所）が輸出管理を厳格に実施している26か国（ホワイト国（※3））を除く地域であって、食料品や木材などを除くほぼすべての貨物（**輸出令別表第1の16の項**（※4（次頁参照）））を輸出し、又はそれらに関連する技術（**外為令別表の16の項**（※5（次頁参照）））を提供しようとする場合に規制対象となります（貨物については輸出令第4条第1項第3号及び第4号、技術については**貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）**第9条第2項第7号及び第8号。）。

※1 核兵器等：核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が300km以上のもの。

※2 開発等：開発、製造、使用又は貯蔵。

※3 ホワイト国：輸出令別表第3に掲げる地域。具体的には、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スเปน

ポイント～居住者及び非居住者の判定～

「居住者」とは、基本的には日本に居住する日本人であり、「非居住者」とは、外国に居住する外国人や、外国籍の者で入国後6か月未満の者、日本国籍の者であっても外国に在る事務所に勤務する者や2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者などです（下図を参照）。居住性の判断については、「外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）」において定められています。（<http://www.mof.go.jp/hourei/tsuutatsu/TU-19801129-4672-15.pdf>）



（出典）経済産業省貿易管理部「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）改訂版」（平成22年2月）

※4 輸出令別表第1の16の項

(一) 次に掲げる貨物(一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	
1	ニッケル合金又はチタン合金
2	作動油として使用することができる液体であつて、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス(ジメチルフェニル)又はりん酸トリノルマルブチルを含むもの
3	有機繊維、炭素繊維又は無機繊維
4	軸受又はその部分品
5	工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの又はその部分品
	イ 数値制御を行うことができる工作機械
	ロ 鏡面仕上げを行うことができる工作機械(数値制御を行うことができるものを除く。)
ハ	測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。)
6	二次セル
7	波形記憶装置
8	電子部品実装ロケット
9	電子計算機又はその部分品
10	伝送通信装置又はその部分品
11	フェーズドアレーアンテナ
12	通信妨害装置又はその部分品
13	電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置
14	光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置
15	センサー用の光ファイバー
16	レーザー発振器又はその部分品
17	磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計又はこれらの部分品
18	重力計
19	レーダー又はその部分品
20	加速度計又はその部分品
21	ジャイロスコープ又はその部分品
22	慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品
23	ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計
24	水中用のカメラ又はその附属装置
25	大気から遮断された状態で使用することができる動力装置
26	開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品
27	ガスタービンエンジン又はその部分品
28	ロケット推進装置又はその部分品
29	27若しくは28に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
30	航空機又はその部分品
31	ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品
32	フラッシュ放電型のエックス線装置
(二) 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物(一)及び一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)(※6(次頁参照))	

注) 上記(一)における「経済産業省令で定める仕様のもの」は、「貨物等省令」の第14条の2に記載がある。

※5 外為令別表の16の項

(一) 輸出貿易管理令別表第一の一六の項(一)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)
(二) 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)及び一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)

注) 上記(一)における「経済産業省令で定めるもの」は、「貨物等省令」の第28条に「第十四条の二に規定する貨物の設計、製造又は使用に専ら係る技術とする。」とある。また、上記(二)における「経済産業省令で定めるもの」とは、「関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に専ら係る技術とする。」(貨物等省令第28条第2項)

※6 輸出令別表第1の16の項(二)

輸出令別表第1の16の項(二)では、関税定率法別表第2のうち指定されたものが規制の対象になる旨記載されています。具体的には以下のものについて、相手先や用途に懸念がないかどうかの確認をする必要があるということです。

「部」による品目分類	「類」による品目分類	「部」による品目分類	「類」による品目分類
第5部 鉱物性生産品	第25類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石炭及びセメント	第14部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
	第26類 鉱石、スラグ及び灰		
第6部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品	第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	第15部 卑金属及びその製品	第72類 鉄鋼 第73類 鉄鋼製品 第74類 銅及びその製品 第75類 ニッケル及びその製品 第76類 アルミニウム及びその製品 第78類 鉛及びその製品 第79類 亜鉛及びその製品 第80類 すず及びその製品 第81類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品 第82類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品 第83類 各種の卑金属製品
	第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物		
	第29類 有機化学品		
	第30類 医療用品		
	第31類 肥料		
	第32類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテ、その他のマッシュ並びにインキ		
	第33類 精油、レジンoid、調整香料及び化粧品類		
	第34類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調整潤滑剤、人造ろう、調整ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用調製品		
	第35類 たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素		
	第36類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料		
	第37類 写真用又は映画用の材料		
	第38類 各種の化学工業生産品		
	第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品		
第40類 ゴム及びその製品			
第11部 紡織用繊維及びその製品	第39類 プラスチック及びその製品	第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品	第86類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものを含む。) 第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品 第88類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品 第89類 船舶及び浮き構造物
	第54類 人造繊維の長繊維及びその織物		
	第55類 人造繊維の短繊維及びその織物		
	第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品		
	第57類 じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物		
	第58類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布		
	第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品		
第63類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ			
第13部 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品	第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	第18部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び付属品	第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品 第91類 時計及びその部分品 第92類 楽器並びにその部分品及び附属品
	第69類 陶磁製品		
	第70類 ガラス及びその製品		
		第19部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	第93類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品
		第20部 雑品	第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

①提供先がホワイト国か？

貨物や技術の提供先がホワイト国（※1）かどうか確認してください。

※1 ホワイト国：輸出令別表第3に掲げる地域。具体的には、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国。



・貨物や技術の提供先がホワイト国なら、輸出許可申請は不要です。ここでチェックは終わりです。

・提供先がホワイト国以外の場合は次の②に進んでください。

②提供先機関が外国ユーザーリストに掲載されているか？

貨物や技術の提供の相手先又は相手先の所属機関が、経済産業省により大量破壊兵器等の開発等に関する懸念がある企業・機関として公表・提供された外国ユーザーリスト（※1）に掲載されているかどうか確認してください。

※1 外国ユーザーリストに掲載されている企業等が属している国・地域は、イスラエル、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、アフガニスタンの9カ国・地域。（外国ユーザーリストは、少なくとも年1回の改訂が行われており、随時最新情報を取得することが必要です。→<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/law05.html#gaikokuuserlist>）

◎参考：「外国ユーザーリスト」は、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第2号及び第3号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等（平成13年経済産業省告示第760号、最終改正平成20年経済産業省告示第188号）」第2号に規定する「輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第4条第1項第3号イ及び第4号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等」に該当するもの。（平成22・05・18貿局第1号）



・貨物や技術の提供先が外国ユーザーリストに掲載されている国・地域以外の場合は④に進んでください。

・提供先が外国ユーザーリストに掲載されている国・地域の場合は次の③に進んでください。

③提供する貨物や技術が外国ユーザーリストに該当する分野であるか？

貨物や技術の提供先が外国ユーザーリストに掲載されている国・地域の場合は、外国ユーザーリストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と一致しないか確認してください。



・提供する貨物や技術が外国ユーザーリストに該当する分野の場合は提供時に経済産業大臣の許可が必要になりますので、「取引審査申請書」を提出してください。（確認の際の判定資料として、次頁の「※1 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」を参照すること。）

・提供する貨物や技術が外国ユーザーリストに該当する分野でなければ④に進んでください。

④提供する貨物や技術が大量破壊兵器の開発等に用いられる可能性があるか？

提供する貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられる可能性があるかどうか、次のア～ウをチェックしてください。

ア. 提供する貨物や技術が核兵器等の開発等のために用いられるおそれの強い貨物例の中に入っているか？

提供する貨物や技術が、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例40品目（※1）（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」（平成17・03・30貿局第7号、最終改正平成21・10・27貿局第1号））と一致しないか確認してください。（関係法令：輸出令第4条第1項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロ、貿易外省令第9条第2項第七号イ及びロ又は第八号イ及びロ）

※1 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

	品目	懸念される用途
1	リン酸トリブチル(TBP)	核兵器
2	炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3	チタン合金	核兵器、ミサイル
4	マルエージング鋼	核兵器、ミサイル
5	口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6	しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7	数値制御工作機械	核兵器、ミサイル
8	アイソスタチックプレス	核兵器、ミサイル
9	フィラメントワインディング装置	核兵器、ミサイル
10	周波数変換器	核兵器
11	質量分析計又はイオン源	核兵器
12	振動試験装置	核兵器、ミサイル
13	遠心力釣り合い試験器	核兵器、ミサイル
14	耐食性の圧力計・圧力センサー	核兵器、ミサイル
15	大型の非破壊検査装置	核兵器、ミサイル
16	高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	核兵器
17	電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	核兵器
18	大型発電機	核兵器
19	大型の真空ポンプ	核兵器
20	耐放射線ロボット	核兵器
21	TIG溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル
22	放射線測定器	核兵器
23	微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
24	カールフィッシャー方式の水分測定装置	ミサイル
25	プリプレグ製造装置	ミサイル
26	人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27	ジャイロスコープ	ミサイル
28	ロータリーエンコーダ	ミサイル
29	大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	ミサイル
30	クレーン車	ミサイル
31	密閉式の発酵槽	生物兵器
32	遠心分離器	生物兵器
33	凍結乾燥機	生物兵器
34	耐食性の反応器	化学兵器
35	耐食性のかくはん機	化学兵器
36	耐食性の熱交換器又は凝縮器	化学兵器
37	耐食性の蒸留塔又は吸収塔	化学兵器
38	耐食性の充てん用の機械	化学兵器
39	噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)(娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	ミサイル、生物・化学兵器
40	UAVに搭載するよう設計された噴霧器	ミサイル、生物・化学兵器

イ. 提供する貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるか？

提供する貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等（※1）の用途に用いられることを知っているか又は、その用途に用いられることが取引に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか確認してください。また、輸入者から連絡を受けているかも確認してください。（関連法令：輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号）、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号、最終改正平成21年経済産業省告示第304号））

※1 大量破壊兵器等の開発等

核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵	
軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵	
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	
別 表 行 為	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵
	②核融合に関する研究
	③原子炉又はその部分品若しくは附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵
	④重水の製造
	⑤核燃料物質の加工
	⑥核燃料物質の再処理
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの
	a 化学物質の開発若しくは製造
	b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵
	c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵
d 宇宙に関する研究	

ウ. 提供する貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが「明らか」か？

提供する貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが「明らか」（※1）と判断できるかどうか確認してください。（関連法令等：輸出者等が「明らかなき」と判断するためのガイドライン（輸出注意事項15第18号・平成15・04・01貿局第1号、最終改正輸出注意事項22第28号・平成22・07・22貿局第4号）

※1 「明らか」ガイドラインのチェック

貨物等の用途・仕様	①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。
	②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。
	③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。
	⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。
	⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑦異常に大量のスベアパーツ等の要求がない。
	⑧通常必要とされる関連装置の要求がある。
	⑨輸送時における表示、船積みについての特別な要請がない。
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。
	⑪輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。
	⑫当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。
	⑭据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑮最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。
	外国ユーザーリスト掲載企業・組織
その他	



・上記ア～ウまで1つでもクリアできていない場合は提供時に経済産業大臣の許可が必要になりますので、「取引審査申請書」を提出してください。（ただし、ウについては、取引の形態からみて当てはまらない場合を除く。

・上記ア～ウまですべてクリアしている場合は次の3の①に進んでください。

3. 通常兵器補完的輸出規制

リスト規制には該当しない場合であっても、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が通常兵器（※1）の開発等（※2）のために用いられるおそれがある場合は、経済産業大臣の許可が必要となる規制です。これが「通常兵器補完的輸出規制」に該当するかどうかという判定です。経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合や、提供先（非居住者への提供の場合はその者の住所又は居所）が国連武器禁輸国・地域である10か国・地域（※3）である場合は食品や木材などを除くほぼすべての貨物、それらに関連する技術を提供しようとする場合に確認する必要があります。ただし、相手先が非ホワイト国である国連武器禁輸国・地域でない場合は、通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物（輸出令別表第1の16の項（1））又はそれらに関連する技術（外為令別表の16の（1））に限り規制対象となります。（関係法令：貨物については輸出令第4条第1項第3号及び第4号、技術については貿易外省令第9条第2項第7号及び第8号）

※1 通常兵器：輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物から核兵器等を除いたもの。

※2 開発等：開発、製造又は使用。

※3 国連武器禁輸国・地域：輸出令別表第3の2に掲げる地域。具体的には、アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダン。

①貨物や技術を提供する相手先が「国連武器禁輸国・地域」であるか？

取引の相手方は国連武器禁輸国・地域（※1）かどうか確認してください。（関係法令：輸出令別表第3の2）

※1 アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダン



・貨物や技術の提供先が国連武器禁輸国・地域以外なら、輸出許可申請は不要です。ここでチェックは終わりです。

・貨物や技術の提供先が国連武器禁輸国・地域の場合は次の②に進んでください。

②提供する貨物や技術が通常兵器の開発等に用いられる可能性があるか？

提供する貨物や技術が通常兵器（輸出令別表第1の1の項の中欄（※1）に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く））の開発、製造又は使用に用いられることが、貨物の輸出に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されていますか。また、輸入者から連絡を受けましたか。確認してください。ただし、次の用途要件の除外（※2）に当てはまる場合は該当しません。（関係法令等：輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令、経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合（平成20年経済産業省告示第187号、最終改正平成21年経済産業省告示第308号））

※1 輸出令別表第1の1の項の中欄

(一) 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品
(二) 爆発物（銃砲弾を除く。）若しくはこれを投下し、若しくは発射する装置若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品
(三) 火薬類（爆発物を除く。）又は軍用燃料
(四) 火薬又は爆薬の安定剤
(五) 指向性エネルギー兵器又はその部分品
(六) 運動エネルギー兵器（銃砲を除く。）若しくはその発射体又はこれらの部分品
(七) 軍用車両若しくはその附属品若しくは軍用仮設橋又はこれらの部分品
(八) 軍用船舶若しくはその船体若しくは附属品又はこれらの部分品
(九) 軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品
(十) 防潜網若しくは魚雷防潜網又は磁気機雷掃海の浮揚性電らん
(十一) 装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品
(十二) 軍用探照灯又はその制御装置
(十三) 軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品
(十三の二) 軍用の細菌製剤、化学製剤又は放射性製剤の浄化のために特に配合した化学物質の混合物
(十四) 軍用の化学製剤の探知若しくは識別のための生体高分子若しくはその製造に用いる細胞株又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒若しくはその製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター、ウイルス若しくは細胞株
(十五) 軍用火薬類の製造設備若しくは試験装置又はこれらの部分品
(十六) 兵器の製造用に特に設計した装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品

※2 用途要件の除外

(1)当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表(※下記参照)に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。 * http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/law_document/kokuji/k02chukai/k02chukai_kakuheikikaihatu.pdf
(2)日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。
(3)自衛隊法に基づく海上における警備行動の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。
(4)自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。
(5)自衛隊法自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。
(6)国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。
(7)国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。
(8)海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。
(9)テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。
(10)イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。

※3 別表(用途要件の除外)

1. 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾(発光又は発煙のために用いるものを含む。)のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品
①空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式銃砲又はこれらのものに用いる銃砲弾
②救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾
2. 産業用の発破器
3. 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品



- ・提供する貨物や技術が通常兵器の開発、製造、使用に用いられる可能性がない場合は、輸出許可申請は不要です。ここでチェックは終わりです。
- ・提供する貨物や技術が通常兵器の開発、製造、使用に用いられる可能性がある場合は、提供時に経済産業大臣の許可が必要になりますので、「取引審査申請書」を提出してください。

これでチェックは終わりです。

(重要)

法令や通知が刻々と変更されていますので、常に経済産業省のホームページで新しい情報を確認しながらチェックしてください。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/index.html>

例外規定のチェック

安全保障貿易管理の観点から、特に支障がないと認められるために経済産業大臣の許可を要しない貨物や技術の提供があります。以下の代表的なものを記載しますので、判定前に確認しておく便利です。

1. 貨物の輸出の場合の主な例（関係法令：輸出令第4条）

ア. **少額特例**：適用対象の貨物については、以下の条件により総額が指定された金額の範囲内であれば、輸出許可は不要となります（第1項第5号）。

- a. 総額は船積み回数にかかわらず、契約書記載のリスト規制対象貨物の該当項番ごとの総額
- b. 無償貨物の場合は、税関の鑑定価格
- c. 外貨建ての場合、経済産業省が公表する換算レート

なお、懸念3か国（北朝鮮、イラン及びイラク）向けの輸出には、少額特例は適用されません。また、ホワイト国向け以外の輸出には、用途及び相手先の確認の段階で「おそれ有り」と確認された場合や、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合、少額特例は適用されません。

提供する貨物の区分と少額特例適用額

貨物区分	少額特例・適用額
①輸出令別表第1の1の項～4の項	適用対象外
②輸出令別表第1の5の項～13の項のうち、下記③以外	100万円以下
③輸出令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物	5万円以下
④輸出令別表第1の14の項	適用対象外
⑤輸出令別表第1の15の項	5万円以下
⑥輸出令別表第1の16の項	適用対象外

イ. **暗号特例**：輸出令別表第1の「8の項（コンピュータ）」、又は「9の項（通信関連）」の一部であって、次の3項目のすべてに該当する場合には輸出許可は不要となります（第1項第6号）。
（関係法令等：平成12年通商産業省告示第923号、最終改正平成19年経済産業省告示第397号）

- a. 購入に関して何らの制限を受けず、誰でも簡単に店頭や通信販売・インターネット販売などで、販売店の在庫から入手できるもの（いわゆるマスマーケット品）
- b. 暗号機能が使用者によって変更できないもの
- c. 使用に際して、メーカーや販売店の技術支援が不要のように設計されているもの

なお、ホワイト国向け以外の輸出には、用途及び相手先の確認の段階で「おそれ有り」と確認された場合や、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合、暗号特例は適用されません。

ウ. その他

我が国で開催された博覧会などに外国から出品された貨物であって、当該博覧会など終了後返送されるものなど、いくつか許可を要しないものがあります。詳細については、輸出令第4条や、輸出貿易管理令第4条第1項第2号のホ及びハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物（平成12年通商産業省告示第746号、最終改正平成22年経済産業省告示第45号）などの法令等を、経済産業省の安全保障貿易管理ホームページなどで確認してください。なお、例外規定の適用に関して少しでも疑問がある場合には経済産業省などの窓口に相談するようにしてください。

2. 技術の提供の場合の主な例（関係法令：貿易外省令第9条）

ア. **公知の技術**（※1）を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引であって、以下のいずれかに該当するもの（第2項第9号）

- a. 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイルなどにより、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
- b. 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録など不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
- c. 工場の見学コース、講演会、展示会などにおいて不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
- d. ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
- e. 学会発表用の原稿又は展示会などでの配布資料の送付、雑誌への投稿など、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

※1 貿易外省令第9条第2項第9号でいう「公知の技術」とは、「不特定多数の者に公開されている技術又は不特定多数の者が入手可能な技術」と規定されています。これは安全保障貿易管理の観点から定義しているものであり、守秘義務の有無にかかわらず、特定少数の者しか知り得ない場合は「公知である」と判断されません。なお、例えば特許法では、社会に対する技術の新規性の観点から「公知」について規定しており、特定少数の者しか知り得ない場合でも、その者に守秘義務が無ければ「公知である」と判断されることとなります。

イ. **基礎科学分野の研究活動**において技術を提供する取引（第2項第10号）

ここでいう「基礎科学分野の研究活動」とは、「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの」（外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4・12・21 4貿局第492号、最終改正輸出注意事項22第26号・平成22・07・07貿局第3号）をいいます。産学連携に係る共同研究などでは、研究が特定の製品への応用を目的としているケースもあり、この例外に該当しない場合があることに注意してください。

ウ. **工業所有権の出願又は登録**を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引（第2項第11号）

エ. **貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術**であって必要最小限のものを当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引（第2項第12号）

オ. **プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術**であって、インストールや修理などのための必要最小限のもの取引（第2項第13号）

ただし、提供の結果、プログラムの機能、特性が当初提供したものよりも向上する修理などに係る技術は除かれます。

カ. コンピュータや通信関連貨物の設計、製造又は使用に係る**市販のプログラム**に関する取引（第2項第14号）

キ. あらかじめ利用者を特定した上で外為法第25条第1項の許可を取得した者から**技術の提供を受けた者が行う、利用者に対する対外取引**（第2項第4号）

ク. 以上のような取引（具体的には貿易外省令第9条第2項各号）に伴って行われる**技術の持ち出し**（第1項第1号）

ケ. 外為法第25条第1項の許可を取得した者から**技術の提供を受けた者が行う、対外取引に伴って行われる技術の持ち出し**（第1項第2号）

〒〇〇

〇〇〇〇

〇〇大学産学連携本部

電話 **00(5555)5555**

FAX **00(5555)5555**

Email: someone@example.com

経済産業省安全保障貿易管理のホームページもご覧ください
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/index.html>

安全保障貿易管理事前相談シート
【外国人(留学生、研究者、訪問者)受入れの場合】

留学生や外国人研究者等を受入れる予定があるなど、「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)の規制を受ける懸念をお持ちの方は、本相談シートに記入し、以下の担当に提出してください。事前相談ですので、お気軽にお問い合わせください。

本シートに関するお問い合わせ・提出先
 国際的な産学官連携に関する人物受入れの場合:産学官連携担当課 電話: / E-mail: * * * * *
 国際交流に関する人物受入れの場合:国際交流担当課 電話: / E-mail: * * * * *

記入年月日:平成 年 月 日

所属部局		氏名	
専攻等		e-mail	
研究分野		内線	

1. 経済産業大臣の許可が不要とされる場合(外為法の規制の該非判定を要しない例外規定)
 安全保障貿易管理の観点から、特に支障がないと認められるために経済産業大臣の許可を要しない貨物や技術の提供があります。「安全保障貿易管理の手引」p.14-15に掲載の貨物や技術は輸出管理の対象外とされています。外為法の規制を受けるかどうかの判定をする前に、提供する貨物や技術が例外規定に該当するかどうかチェックをしてください。(例外規定の詳細を確認したい場合は、貨物については輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)第4条、技術については貿易関係貿易外取引等に關する省令(平成10年通商産業省令第8号)第9条をご覧ください。)

1	受入れ人物に提供する技術が下記のいずれかである。または、少なくとも雇用契約を締結若しくは日本に入国後6ヶ月を経過するまでの間に提供する技術が、下記のいずれかである。 基礎科学分野の研究活動において提供する技術 公知の技術	はい はい	いいえ いいえ								
2	上記「1」のいずれかに「はい」と回答された方のみ、以下に「はい」とチェックされた項目の番号とその理由をご記入下さい。										
例	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>提供予定の技術内容は、平成 年 月 日に～で開催された〇学会において公開発表済。(学術雑誌・専門誌)に論文発表済。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	理由		提供予定の技術内容は、平成 年 月 日に～で開催された〇学会において公開発表済。(学術雑誌・専門誌)に論文発表済。						
No.	理由										
	提供予定の技術内容は、平成 年 月 日に～で開催された〇学会において公開発表済。(学術雑誌・専門誌)に論文発表済。										

上記1,2を含めた例外規定に
 該当しない
 該当する 以下、記入不要です。

2. リスト規制について
 あなたの研究室でリスト規制に関係する貨物又は技術を持っていますか。
 保有している場合は、「はい」にチェックを入れ、貨物又は技術の名称・別表の該当する項番及び中欄の括弧の番号等を記入し、該当するものにチェックして下さい(ex. 項 番号(一)(二))。記載欄に書ききれない場合は、「別紙」と記載の上、添付する別紙に列記して下さい。
 貨物と技術の両方に該当するときには、両方にチェックして下さい。
 リスト規制貨物は輸出令別表第1の1の項～15の項、リスト規制技術は外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。)別表の1の項～15の項で定められています。詳細は、経済産業省Export ControlのHP(「キーワードで調べる」「貨物のマトリックス表/技術のマトリックス表」)でご確認下さい。(http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/index.html)

はい

名称	貨物・技術	項番	貨物等省令
(例) センサー 上記装置により～するために設計された プログラム	貨物	輸出令別表第1 10(11)・15(7)	第9条1項13号子 第14条8号口
	技術	外為令別表 10(2)	第22条2項1号
	貨物	輸出令別表第1 第 項()	第 条 項 号
	技術	外為令別表 第 項()	第 条 項 号
	貨物	輸出令別表第1 第 項()	第 条 項 号
	技術	外為令別表 第 項()	第 条 項 号
	貨物	輸出令別表第1 第 項()	第 条 項 号
	技術	外為令別表 第 項()	第 条 項 号
	貨物	輸出令別表第1 第 項()	第 条 項 号
	技術	外為令別表 第 項()	第 条 項 号

「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)」を指します。

いいえ リスト規制の対象品目以外であっても、相手方や用途によっては以下の「3. キャッチオール規制」の対象となりますので、貨物の輸出又は技術の提供にあたっては、最新法令に基づいて事前確認等の手続により規制対象取引に該当するかどうか改めて確認する必要がありますので、ご注意ください。

3. キャッチオール規制(補完的輸出規制)について

あなたの研究室で「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」40品目(「安全保障貿易管理の手引」p.10に掲載の貨物や技術)に該当する貨物又は技術を保有していますか。

保有している場合は、「はい」にチェックを入れ、貨物又は技術の名称を記入し、該当する方にチェックして下さい。記載欄に書ききれない場合は、「別紙」と記載の上、添付する別紙に列記して下さい。

詳細は、「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」(平成17・03・30貿局第7号、最終改正平成21・10・27貿局第1号)をご確認下さい。

http://www.meti.go.jp/policy/ampo/hp/law_document/tutatu/t04shinsei/t04shinsei_heikikamoturei.pdf

(関係法令：輸出令第4条第1項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロ、貿易外省令第9条第2項第七号イ及びロ又は第八号イ及びロ)

はい		貨物または技術の名称(品目)		貨物・技術	
No.				貨物	技術
(例) 10		周波数変換器、周波数変換器の使用技術		貨物	技術
				貨物	技術
				貨物	技術
				貨物	技術
				貨物	技術

いいえ 40品目以外であっても、ほとんど全ての貨物又は技術がキャッチオール規制の対象となっており、貨物の輸出又は技術の提供にあたっては、最新法令に基づいて事前確認等の手続により規制対象取引に該当するかどうか改めて確認する必要がありますので、ご注意ください。

4. 受入れ人物

留学生 (学群学生 大学院学生 科目等履修生 研究生 特別聴講学生
 その他 ())
 研究者 (本学で雇用 () その他 ())
 訪問者

受入れ人物の氏名	
出身国	
所属	留学生で本学以外に学籍を有さない者、又は雇用する研究者の場合は前所属をご記入下さい。受入れ人物が、過去に外国ユーザーリスト掲載機関に所属していた場合には、以下に前所属のほか当該機関名及び所属期間をご記入下さい。 {外国ユーザーリスト機関名: } {所属期間: ~ }
受入れ予定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (年 月 日)
提供予定の技術の名称	

5. 留学生や外国人研究者等を受入れようとする場合、以下により事前確認を行って下さい。

1	受入れ人物が、外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関に所属する者(過去に所属していた者も含む)である。または、懸念国(イラン・イラク・北朝鮮)若しくは国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダン)出身者である。 外国ユーザーリストに掲載されている企業等が属している国・地域は、イスラエル、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、アフガニスタンの9カ国のみです。 詳細は経済産業省Export ControlのHPでご確認下さい。 「キーワードで調べる」 「外国ユーザーリスト」 http://www.meti.go.jp/policy/ampo/hp/index.html	はい	いいえ
2	以下のいずれかに該当する。 提供技術が、兵器等の開発等に用いられる、又は用いられる疑いがある。または、受入れ人物が所属する(していた)機関が、兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが、入手した文書等に記載されている。 入手した文書等によって、提供技術が、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用等に用いられる、又は用いられる疑いがあることを知っている。 受入れ人物が所属する(していた)機関が、外国の軍又は警察である。または、これら機関等により、化学物質・微生物・毒素の開発等若しくは宇宙に関する研究に用いられる、又は用いられる疑いがあることを入手した文書等によって知っている。	はい	いいえ
3	受け入れ人物が以下のいずれかである。 日本に入国後6ヶ月以上経過している。 本学と雇用関係にある。	はい	いいえ

(以上)

安全保障貿易管理事前相談シート
 [技術提供・貨物輸送に関する取引の場合]

国際的な研究交流により、外国に貨物を持ち出したり外国や国内の非居住者に技術を提供する予定があるなど、「外国為替及び外国貿易法」(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)の規制を受ける懸念をお持ちの方は、本相談シートに記入し、以下の担当に提出してください。事前相談ですので、お気軽にお問い合わせください。

本シートに関するお問い合わせ 提出先
 国際的な産学官連携に関する取引の場合:産学官連携担当課 電話: / E-mail: * * * * *
 国際交流に関する取引の場合:国際交流担当課 電話: / E-mail: * * * * *

記入年月日:平成 年 月 日

所属部局		氏名	
専攻等		e-mail	
研究分野		内線	

1. 経済産業大臣の許可が不要とされる場合(外為法の規制の該非判定を要しない例外規定)

安全保障貿易管理の観点から、特に支障がないと認められるために経済産業大臣の許可を要しない貨物や技術の提供があります。「安全保障貿易管理の手引」p.14-15に掲載の貨物や技術は輸出管理の対象外とされています。外為法の規制を受けるかどうかの判定をする前に、提供する貨物や技術が例外規定等に該当するかどうかチェックをしてください。(例外規定の詳細を確認したい場合は、貨物については輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)第4条、技術については貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号)第9条をご覧ください。)

1	以下のいずれかに該当する。 (技術) 無償の経済協力等に関する二国間協定等に基づいた取引 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引 公知の技術を提供する取引 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のもの取引 プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のもの取引 市販のプログラムに関する取引 (貨物) 製造企業から購入した貨物であって、当該製造企業から非該当証明書が発行されているものをホワイト国に輸出する 「ホワイト国」とは、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカの合計26カ国です。	はい	いいえ								
	はい	いいえ									
2	上記「1」のいずれかに「はい」と回答された方のみ、以下に「はい」とチェックされた項目の番号とその理由をご記入下さい(記入欄が足りない場合は余白をご利用いただくか、別紙を添付して下さい)。										
例	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>提供予定の技術内容は、平成 年 月 日に～で開催された〇学会において公表済。(学術雑誌・専門誌)に論文発表済。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	理由		提供予定の技術内容は、平成 年 月 日に～で開催された〇学会において公表済。(学術雑誌・専門誌)に論文発表済。						
No.	理由										
	提供予定の技術内容は、平成 年 月 日に～で開催された〇学会において公表済。(学術雑誌・専門誌)に論文発表済。										

上記1,2を含めた例外規定等に
 該当しない
 該当する 以下、記入不要です。

2. リスト規制について

あなたの研究室でリスト規制に関する貨物又は技術を持っていますか。
 保有している場合は、「はい」にチェックを入れ、貨物又は技術の名称・別表の該当する項番及び中欄の括弧の番号等を記入し、該当するものにチェックして下さい(ex. 項 番号(一)(二))。記載欄に書ききれない場合は、「別紙」と記載の上、添付する別紙に列記して下さい。
 貨物と技術の両方に該当するときには、両方にチェックして下さい。
 リスト規制貨物は輸出令別表第1の1の項～15の項、リスト規制技術は外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。)別表の1の項～15の項で定められています。詳細は、経済産業省Export ControlのHP(「キーワードで調べる」「貨物のマトリクス表 / 技術のマトリクス表」)でご確認下さい。(http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/index.html)

はい	名称	貨物・技術	項番	貨物等省令
(例)	センサー 上記装置により～するために設計されたプログラム	貨物	輸出令別表第1 10(11)・15(7)	第9条1項13号チ 第14条8号ロ
		技術	外為令別表 10(2)	第22条2項1号
		貨物	輸出令別表第1 第 項()	第 条 項 号
		技術	外為令別表 第 項()	第 条 項 号

	貨物	輸出令別表第1 第 項()	第 条 項 号
	技術	外為令別表 第 項()	第 条 項 号
	貨物	輸出令別表第1 第 項()	第 条 項 号
	技術	外為令別表 第 項()	第 条 項 号
	貨物	輸出令別表第1 第 項()	第 条 項 号
	技術	外為令別表 第 項()	第 条 項 号

「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)」を指します。

いいえ リスト規制の対象品目以外であっても、相手方や用途によっては以下の「3. キャッチオール規制」の対象となりますので、貨物の輸出又は技術の提供にあたっては、最新法令に基づいて事前確認等の手続により規制対象取引に該当するかどうか改めて確認する必要がありますので、ご注意ください。

3. キャッチオール規制(補完的輸出規制)について

あなたの研究室で「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」40品目(「安全保障貿易管理の手引」p.10に掲載の貨物や技術)に該当する貨物又は技術を保有していますか。

保有している場合は、「はい」にチェックを入れ、貨物又は技術の名称を記入し、該当する方にチェックして下さい。記載欄に書ききれない場合は、「別紙」と記載の上、添付する別紙に列記して下さい。

詳細は、「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」(平成17・03・30貿局第7号、最終改正平成21・10・27貿局第1号)をご確認下さい。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/law_document/tutatu/t04shinsei/t04shinsei_heikikamoturei.pdf

(関係法令: 輸出令第4条第1項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロ、貿易外省令第9条第2項第七号イ及びロ又は第八号イ及びロ)

はい

No.	貨物または技術の名称(品目)	貨物・技術	
(例) 10	周波数変換器、周波数変換器の使用技術	貨物	技術
		貨物	技術

いいえ 40品目以外であっても、ほとんど全ての貨物又は技術がキャッチオール規制の対象となっており、貨物の輸出又は技術の提供にあたっては、最新法令に基づいて事前確認等の手続により規制対象取引に該当するかどうか改めて確認する必要がありますので、ご注意ください。

4. 国際的な研究交流により、外国に貨物を持ち出したり外国や国内の非居住者に技術を提供する予定があるなどの場合は、いずれか該当する方にチェックを入れ、以下により事前確認を行って下さい。

貨物の国外輸送・携行 (自作品(改造機器・試料) 購入品)

技術の提供

5. 国際的な研究交流により、外国に貨物を持ち出したり外国や国内の非居住者に技術を提供する予定があるなどの場合は、以下により確認を行ってください。

1	相手先が、外国ユーザーリストに掲載されている企業・機関である。または、懸念国(イラン・イラク・北朝鮮)若しくは国連武器禁輸国・地域(アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダン)である。 外国ユーザーリストに掲載されている企業等が属している国・地域は、イスラエル、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、アフガニスタンの9カ国のみです。 詳細は経済産業省Export ControlのHPでご確認下さい。 「キーワードで調べる」 「外国ユーザーリスト」 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/index.html	はい	いいえ
2	以下のいずれかに該当する。 輸出貨物又は提供技術が、兵器等の開発等に用いられる、又は用いられる疑いがある。 または、相手先が兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが入手した文書等に記載されている。 入手した文書等によって、輸出貨物又は提供技術が、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用等に用いられる、又は用いられる疑いがあることを知っている。 入手した文書等によって、輸出貨物又は提供技術が、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者、輸出貨物又は提供技術が、化学物質・微生物・毒素の開発等、宇宙に関する研究に用いる、又は用いられる疑いがあることを知っている。	はい	いいえ
		はい	いいえ
		はい	いいえ

(以上)

1. リスト規制に該当する貨物・技術かのチェック(該非判定)

- ①提供しようとする技術又は貨物がリスト規制に該当するかを確認して下さい。経済産業省安全保障貿易管理HP (<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/index.html>)にて、当該技術又は貨物が外国為替令(昭和55年政令260号。以下「外為令」という。)別表の1～15の項又は輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)別表第1の1～15の項に掲載されている技術または貨物に該当するか確認の上、「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」(以下、「貨物等省令」という。)に定める仕様等に該当するかをチェックして下さい。
- ②貨物の輸出・技術の提供どちらか(両方に該当する場合には両方)の項目にチェックを入れ、確認した該当項番及び中欄の括弧の番号等の必要事項をご記入下さい(ex.○項○号ホ(一)(二))。
- ③本申請書と一緒に該非確認の根拠資料もご提出下さい。輸出令・外為令の関係項と貨物等省令の関係個所と本件貨物又は技術の使用(性能)との対応関係(特に具体的数値については貨物又は技術の有する数値と基準との関係)が分かる資料を添付して下さい。

□ 技術の提供

技術の名称		①	②	③	④
概要・仕様・特性等具体的内容					
技術の分類		<input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> その他()
【該当】		<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当
申請者の該非確認結果	外為令別表項番	(1) 項号 (2) 項号 (3) 項号 (4) 項号			
	貨物等省令	(1) 条項号 (2) 条項号 (3) 条項号 (4) 条項号			
	【非該当】	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 非該当
	非該当とした理由	<input type="checkbox"/> 当該技術が、外為令別表の1から15までの項のいずれにも記載されていない。 <input type="checkbox"/> 別表には該当するが、省令の定める仕様に該当しない。 <input type="checkbox"/> その他(以下に理由記載) ()	<input type="checkbox"/> 当該技術が、外為令別表の1から15までの項のいずれにも記載されていない。 <input type="checkbox"/> 別表には該当するが、省令の定める仕様に該当しない。 <input type="checkbox"/> その他(以下に理由記載) ()	<input type="checkbox"/> 当該技術が、外為令別表の1から15までの項のいずれにも記載されていない。 <input type="checkbox"/> 別表には該当するが、省令の定める仕様に該当しない。 <input type="checkbox"/> その他(以下に理由記載) ()	<input type="checkbox"/> 当該技術が、外為令別表の1から15までの項のいずれにも記載されていない。 <input type="checkbox"/> 別表には該当するが、省令の定める仕様に該当しない。 <input type="checkbox"/> その他(以下に理由記載) ()
確認の根拠		<input type="checkbox"/> メーカーの該非判定書 <input type="checkbox"/> 項目別対比表 <input type="checkbox"/> カタログ・仕様書 <input type="checkbox"/> 技術資料 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> メーカーの該非判定書 <input type="checkbox"/> 項目別対比表 <input type="checkbox"/> カタログ・仕様書 <input type="checkbox"/> 技術資料 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> メーカーの該非判定書 <input type="checkbox"/> 項目別対比表 <input type="checkbox"/> カタログ・仕様書 <input type="checkbox"/> 技術資料 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> メーカーの該非判定書 <input type="checkbox"/> 項目別対比表 <input type="checkbox"/> カタログ・仕様書 <input type="checkbox"/> 技術資料 <input type="checkbox"/> その他()
関連する貨物の該非確認		<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当
* 貨物の輸出に伴って技術を提供する場合に記入不要	輸出令別表第1	(1) 項号 (2) 項号 (3) 項号 (4) 項号			
	貨物等省令	(1) 条項号 (2) 条項号 (3) 条項号 (4) 条項号			
		<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 非該当

□ 貨物の輸出

貨物の名称	①	②	③	④
貨物の型・等級				
数量(単位)	()	()	()	()
価額	¥ -	¥ -	¥ -	¥ -
申請者の該非確認結果	【該当】	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当
	輸出令別表第1項番	(1) 項号 (2) 項号 (3) 項号 (4) 項号	(1) 項号 (2) 項号 (3) 項号 (4) 項号	(1) 項号 (2) 項号 (3) 項号 (4) 項号
	貨物等省令	(1) 条項号 (2) 条項号 (3) 条項号 (4) 条項号	(1) 条項号 (2) 条項号 (3) 条項号 (4) 条項号	(1) 条項号 (2) 条項号 (3) 条項号 (4) 条項号
	【非該当】	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 非該当
	非該当とした理由	<input type="checkbox"/> 当該貨物が、輸出令別表の1から15までの項のいずれにも記載されていない。 <input type="checkbox"/> 別表には該当するが、省令の定める仕様に該当しない。 <input type="checkbox"/> その他(以下に理由記載) ()	<input type="checkbox"/> 当該貨物が、輸出令別表の1から15までの項のいずれにも記載されていない。 <input type="checkbox"/> 別表には該当するが、省令の定める仕様に該当しない。 <input type="checkbox"/> その他(以下に理由記載) ()	<input type="checkbox"/> 当該貨物が、輸出令別表の1から15までの項のいずれにも記載されていない。 <input type="checkbox"/> 別表には該当するが、省令の定める仕様に該当しない。 <input type="checkbox"/> その他(以下に理由記載) ()
確認の根拠	<input type="checkbox"/> メーカーの該非判定書 <input type="checkbox"/> 項目別対比表 <input type="checkbox"/> カタログ・仕様書 <input type="checkbox"/> 技術資料 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> メーカーの該非判定書 <input type="checkbox"/> 項目別対比表 <input type="checkbox"/> カタログ・仕様書 <input type="checkbox"/> 技術資料 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> メーカーの該非判定書 <input type="checkbox"/> 項目別対比表 <input type="checkbox"/> カタログ・仕様書 <input type="checkbox"/> 技術資料 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> メーカーの該非判定書 <input type="checkbox"/> 項目別対比表 <input type="checkbox"/> カタログ・仕様書 <input type="checkbox"/> 技術資料 <input type="checkbox"/> その他()

2. 大量破壊兵器キャッチオール規制のチェック

①	取引の相手方はホワイト国(に所属している者)ですか。(関連法令:輸出令別表第3) (注:アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカの合計26ヶ国に含まれるかを確認して下さい。)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
②	相手先又は相手先の所属機関が経済産業省により大量破壊兵器等の開発等に関与している懸念がある企業・機関として公表・提供された外国ユーザーリスト (http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/law05.html#gaiokokuuserlist)に掲載されていますか。 (注:外国ユーザーリストに掲載されている企業等が属している国・地域は、イスラエル、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、アフガニスタンの9カ国・地域のみであり、それ以外の国・地域の企業等の場合はリストをチェックするまでもなく「いいえ」となります。)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
③	上記②で「はい」の回答の場合、外国ユーザーリストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)と一致していますか。関連する契約書若しくは入手したパンフレット又は最終製品のカタログ及びその他入手した文書・図画若しくは電磁的記録媒体に記載・記録されているか、または、輸入者から連絡を受けましたか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
留学生の受入等、国際交流に関わる場合は以下のa、bも記入。			
a	受入人物が以下のいずれかである。		
	①日本に入国後6ヶ月以上経過している。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	②本学と雇用関係にある。(本学と雇用関係にあっても、外国政府又は国際機関の公務を帯びる者は除く。)(関係法令等:居住性の判定基準について(外国為替法令の解釈及び運用について)(蔵国第4672号 昭和55年11月29日))	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
b	受入人物に提供する技術が下記のいずれかである。または、少なくとも雇用契約を締結若しくは日本に入国後6ヶ月を経過するまでの間に提供する技術が、下記のいずれかである。(関連法令:貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号))	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	①基礎科学分野の研究活動において提供する技術	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	②公知の技術(〇〇大学安全保障輸出管理細則第3条第3項1号の規定による)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	③工業所有権の出願又は登録を行うための必要最小限の技術	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

④	<p>ア 輸出する貨物が「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」(平成17・03・30貿局第7号、最終改正 平成21・10・27貿局第1号)40品目に該当していますか。若しくは、提供する技術が同40品目に該当する貨物に関する技術に該当していますか(「40品目」の詳細は http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/law_document/tutatu/t04shinsei/t04shinsei_heikika_moturei.pdf)。</p> <p>* 経済産業省は、リスト規制の対象貨物以外の貨物のうち大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物として40品目を例示し、これら貨物の輸出・技術提供について特に慎重な審査を求めています(もちろん当該品目に掲載されていない貨物についてもキャッチオール規制の対象であることに変わりはありませんので、当該貨物等や需要者について大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがあるとの情報を輸出者が入手した場合には、輸出許可申請が必要となりますのでご注意ください)。</p>	□はい	□いいえ
---	---	-----	------

イ (i) 提供技術又は輸出貨物が以下の用途に用いられることを知っていますか。又は、以下の用途に用いられることが取引に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されていますか。また、輸入者から連絡を受けましたか
(ii) 相手先が以下に掲げる行為を過去に行っていたことがある、又は現在行っている、又は将来行うだろうことが、関連する契約書若しくは入手したパンフレット又は最終製品のカタログ及びその他入手した文書・図画若しくは電磁的記録媒体に記載・記録されていますか、また、輸入者から連絡を受けましたか。
(関連法令: 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合(平成13年経済産業省告示第759号、最終改正平成21年経済産業省告示第304号))

		(i)		(ii)	
別 表 行 為	核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵	□はい	□いいえ	□はい	□いいえ
	軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	□はい	□いいえ	□はい	□いいえ
	軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	□はい	□いいえ	□はい	□いいえ
	軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	□はい	□いいえ	□はい	□いいえ
	300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵	□はい	□いいえ	□はい	□いいえ
	300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	□はい	□いいえ	□はい	□いいえ
	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵	□はい	□いいえ	□はい	□いいえ
	②核融合に関する研究	□はい	□いいえ	□はい	□いいえ
	③原子炉又はその部分品若しくは附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	□はい	□いいえ	□はい	□いいえ
	④重水の製造	□はい	□いいえ	□はい	□いいえ
	⑤核燃料物質の加工	□はい	□いいえ	□はい	□いいえ
	⑥核燃料物質の再処理	□はい	□いいえ	□はい	□いいえ
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの	□はい	□いいえ	□はい	□いいえ
	a 化学物質の開発若しくは製造	□はい	□いいえ	□はい	□いいえ
b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵	□はい	□いいえ	□はい	□いいえ	
c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	□はい	□いいえ	□はい	□いいえ	
d 宇宙に関する研究	□はい	□いいえ	□はい	□いいえ	

ウ 以下の項目をチェックし、大量破壊兵器等の開発に用いられないことが「明らか」と判断できるかどうか確認して下さい。尚、取引の形態等から見て問が当てはまらない場合には、「-」をチェックして下さい。

【明らかなガイドライン】(関連法令: 輸出者等が「明らか」と判断するためのガイドライン(輸出注意事項15第18号・平成15・04・01貿局第1号、最終改正輸出注意事項22第28号・平成22・07・22貿局第4号))

貨物等の用途・仕様	①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	□はい	□いいえ	□-
	②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	□はい	□いいえ	□-
貨物等の設置場所等の様態・据付等の条件	③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	□はい	□いいえ	□-
	④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	□はい	□いいえ	□-
貨物等の関連設備・装置等の条件・様態	⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	□はい	□いいえ	□-
	⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	□はい	□いいえ	□-
	⑦異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	□はい	□いいえ	□-
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における様態	⑧通常必要とされる関連装置の要求がある。	□はい	□いいえ	□-
	⑨輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	□はい	□いいえ	□-
	⑩製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	□はい	□いいえ	□-
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑪輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	□はい	□いいえ	□-
	⑫当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	□はい	□いいえ	□-
	⑬通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	□はい	□いいえ	□-

据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑭据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> —
	⑮最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> —
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑯外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別(「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」等を参照のこと)が一致しない。(上記2の②、④のア、イの再確認)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> —
その他	⑰その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> —

3. 通常兵器補完的輸出規制のチェック

①	取引の相手方は国連武器禁輸国・地域ですか。(関連法令:輸出令別表第3の2) (注:アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダンに含まれるかを確認して下さい。)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
②	以下の用途に用いられることを知っていますか。又は、以下の用途に用いられることが貨物の輸出に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されていますか。また、輸入者から連絡を受けましたか。(関係法令:輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令、経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合(平成20年経済産業省告示第187号、最終改正平成21年経済産業省告示第308号)		
	通常兵器(輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。))の開発、製造又は使用	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
用途要件の除外	(1)当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表(※下記参照)に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。 * http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/law_document/kokuji/k02chukai/k02chukai_kakuheikikaihatu.pdf	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	(2)日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	(3)自衛隊法に基づく海上における警備行動の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	(4)自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	(5)自衛隊法自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	(6)国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	(7)国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	(8)海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	(9)テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	(10)イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

※以下、審査部門記入欄につき、記入不要です。

《審査部門記入欄》

1次審査受理年月日:平成 年 月 日

2次審査受理年月日:平成 年 月 日

輸出管理責任者による取引審査(一)	貨物	①	<input type="checkbox"/> 該当	項番 省令			<input type="checkbox"/> 非該当	輸出管理統括(二次審査)による取引審査	<input type="checkbox"/> 1次審査の判定結果のとおり
		②	<input type="checkbox"/> 該当	項番 省令			<input type="checkbox"/> 非該当		<input type="checkbox"/> その他()
		③	<input type="checkbox"/> 該当	項番 省令			<input type="checkbox"/> 非該当		<input type="checkbox"/> 1次審査の判定結果のとおり
		④	<input type="checkbox"/> 該当	項番 省令			<input type="checkbox"/> 非該当		<input type="checkbox"/> その他()
	技術	①	<input type="checkbox"/> 該当	項番 省令			<input type="checkbox"/> 非該当		<input type="checkbox"/> 1次審査の判定結果のとおり
		②	<input type="checkbox"/> 該当	項番 省令			<input type="checkbox"/> 非該当		<input type="checkbox"/> その他()
		③	<input type="checkbox"/> 該当	項番 省令			<input type="checkbox"/> 非該当		<input type="checkbox"/> 1次審査の判定結果のとおり
		④	<input type="checkbox"/> 該当	項番 省令			<input type="checkbox"/> 非該当		<input type="checkbox"/> その他()

相手先	2-①	<input type="checkbox"/> 相手方がホワイト国 → 非該当でホワイト国なら用途に関係なく規制対象外(関係法令:輸出令別表第3)
	2-②	<input type="checkbox"/> 外国ユーザーリスト(http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/law05.html#gaikokuuserlist) (組織名) (国・地域名 <input type="checkbox"/> イスラエル <input type="checkbox"/> イラン <input type="checkbox"/> インド <input type="checkbox"/> 北朝鮮 <input type="checkbox"/> シリア <input type="checkbox"/> 台湾 <input type="checkbox"/> 中国 <input type="checkbox"/> パキスタン <input type="checkbox"/> アフガニスタン)
	2-②	<input type="checkbox"/> 需要者に関する質問項目(ホワイト国を除く)で懸念事項が一つでもある。
	2-④-イ-ii	大量破壊兵器の懸念 <input type="checkbox"/> 該当() <input type="checkbox"/> 非該当
	3-①	<input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域(下記の国名もチェック)(関係法令:輸出令別表第3の2) (<input type="checkbox"/> アフガニスタン <input type="checkbox"/> コンゴ民主共和国 <input type="checkbox"/> コートジボワール <input type="checkbox"/> イラク <input type="checkbox"/> レバノン <input type="checkbox"/> リベリア <input type="checkbox"/> シエラレオネ <input type="checkbox"/> ソマリア <input type="checkbox"/> 北朝鮮 <input type="checkbox"/> スーダン)

用途	少額特例	<input type="checkbox"/> 懸念国 (<input type="checkbox"/> イラン <input type="checkbox"/> イラク <input type="checkbox"/> 北朝鮮) (関係法令:輸出令別表第4)
	2-③	<input type="checkbox"/> 貨物又は技術が外国ユーザーリストに該当する分野である。
	2-④-ア	<input type="checkbox"/> 貨物又は技術が「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」40品目に該当する。
	2-④-イ-i	<input type="checkbox"/> 貨物又は技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある。(関係法令等:輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令)
	2-④-ウ	<input type="checkbox"/> 明らかガイドラインのチェック欄が取引の形態等から見て該当しない場合を除き、全て「はい」となっている。(関連法令等:輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン)
	2-③ 2-④-ア 2-④-イ-i 2-④-ウ	大量破壊兵器の懸念 <input type="checkbox"/> 該当() <input type="checkbox"/> 非該当
	3-②	<input type="checkbox"/> 貨物又は技術が通常兵器の開発等に用いられるおそれがある。(関係法令:輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令、経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合(平成20年経済産業省告示第187号、最終改正平成21年経済産業省告示第308号)

経済産業大臣からの通知(インフォーム) 有 無

一次判定	<input type="checkbox"/> 取引の承認(経済産業大臣の許可: <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要) <input type="checkbox"/> 取引不可
	【一次審査理由】

二次判定	<input type="checkbox"/> 取引の承認 <input type="checkbox"/> 例外規定												
	<table border="1"> <tr> <td>技術</td> <td><input type="checkbox"/> 必要最小限技術()</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> プログラム特例()</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> その他()</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td><input type="checkbox"/> 無償特例() <input type="checkbox"/> 少額特例()</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 暗号特例() <input type="checkbox"/> その他()</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 規制対象外</td> </tr> </table>	技術	<input type="checkbox"/> 必要最小限技術()		<input type="checkbox"/> プログラム特例()		<input type="checkbox"/> その他()	貨物	<input type="checkbox"/> 無償特例() <input type="checkbox"/> 少額特例()		<input type="checkbox"/> 暗号特例() <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 規制対象外
	技術	<input type="checkbox"/> 必要最小限技術()											
	<input type="checkbox"/> プログラム特例()												
	<input type="checkbox"/> その他()												
貨物	<input type="checkbox"/> 無償特例() <input type="checkbox"/> 少額特例()												
	<input type="checkbox"/> 暗号特例() <input type="checkbox"/> その他()												
	<input type="checkbox"/> 規制対象外												
<input type="checkbox"/> 経済産業大臣の許可が得られた場合には、取引を承認する。 <input type="checkbox"/> 取引不可													

(取引審査No.)

輸出管理統括部署				
輸出管理統括責任者	輸出管理責任者	輸出管理担当部長	輸出管理担当課長	輸出管理担当係長
年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
印	印	印	印	印

国際

大学知財本部 コンソーシアム

～中小規模の大学の国際的な産学官連携を推進するための大学間ネットワーク～

University Network for Promotion of the International Industry-Academia-Government Collaboration for
Small-to-Medium sized Universities

UCIP MEMBERS



University of Yamanashi



Niigata University



Shizuoka University



Shibaura Institute of
Technology



The University of
Electro-Communications



Shinshu University

University
Consortium for International
Intellectual
Property Coordination

山梨大学 & 新潟大学

静岡大学・芝浦工業大学・電気通信大学・信州大学

文部科学省 産学官連携戦略展開事業
(戦略展開プログラム：国際的な産学官連携活動の推進)

国際・大学知財本部コンソーシアム (UCIP) とは…

中小規模の大学においても、世界に通用する高度な研究が数多く行われています。しかしながら、国際的な産学官連携に必要なインフラを整備するには膨大なコストが必要であり、中小規模の大学が単独で国際展開に必要な知財人材や海外情報、資金を確保することは困難であると共に、費用対効果もあまり高くありません。

そこで、国際的な産学官連携の推進において、共通する課題や有益情報を共有化すると共に、各大学の十分でない機能を相互に補完することができる大学間ネットワークとして、「国際・大学知財本部コンソーシアム (UCIP: University Consortium for International Intellectual Property Coordination)」の設立となりました。

UCIPの主な機能は以下の4つになります。

1

国際知財人材の共同養成

e-learning・遠隔教育、各大学の擁する専門人材の派遣、海外研修の実施etc...

2

知財・法務関連事務の共有化

各種契約書・申請書類、各国の知財・法律関連手続、留意事項等のデータベース化

3

有益情報の共有化 & 情報の共同発信

各国の技術動向やイベント情報の共有化、ホームページによる共同情報発信

4

海外拠点との連携 & 相互活用

各大学の交流拠点との連携・活用推進、海外の産学官連携機関との連携推進

また、海外特許の戦略的な取得の方策として、特許のパッケージ化により、国際競争力の向上を図ります。

UCIPの趣旨に賛同し、相互に連携・協力しながら共に国際的な産学官連携の推進を目指す大学の参加を募集しています。

実施事項

国際知財人材の共同養成

1

セミナーを年複数回実施

知財・法務関連事務の共有化

2

DBに契約書雛型等情報

有益情報の共有化 & 情報の共同発信

3

HPの活用, イベント出展

海外拠点との連携 & 相互活用

4

海外拠点を共同訪問

ホームページおよび有益情報

- 知財DB
- 技術情報
- 契約書
- サポート
- 教育・教材
- 連携拠点等
- 展示会等
- 情報共有
- トップページ
- サイトマップ

URL <http://www.ucip.jp/>

UCIPではHPを開設しており、会員の技術情報他、国際産学官連携に係る様々な情報が閲覧可能です。

* 会員、個人登録会員、一般訪問者によってアクセスレベルが制限されております。

【掲載情報】

- 特許情報、技術シーズ情報等の技術情報
- 国際産学官連携に係る契約書情報
- E-learning用教材や、セミナー資料
- 会員大学の連携拠点情報
- 国内外の展示会やセミナー情報

また、主として外為法に関する意見交換を行う掲示板(外為NET)を設置しております。

教育・教材

UCIP主催のセミナー資料や、e-learning教材をHPよりダウンロードできます。

ダウンロード

大学における安全保障

属性データ

名前 大学における安全

備考 UCIP法政調査班

外為NETとは・・・

様々なバックグラウンドを持った会員同士の活発な意見を通じ、適切な輸出管理体制を構築・整備する際の一助となることを目指します。

利用方法

BBS形式での情報の共有が可能です。

カテゴリの追加

問い合わせ

外為

フリ

外為法に関する情報



外為法に関する情報

外為法に関する情報 発言者=事務局
Re: 外為法に関する情報 発言者=

履歴

*履歴を上記のツリー順に表示しています

ツリー順

新しい順

古い順

▲ [事務局]さんの発言

発言の

この発言に返信

■タイトル: 外為法に関する情報

UCIP会員募集中!

■ 会員サービス内容 ■

UCIP情報共有データベースの利用

- 特許情報、技術情報また研究者情報等の登録が可能、Web上で公開できます。
- 会員専用コンテンツの閲覧(国際産学連携に係る契約書式、E-learningコンテンツ)

UCIP会員限定セミナー

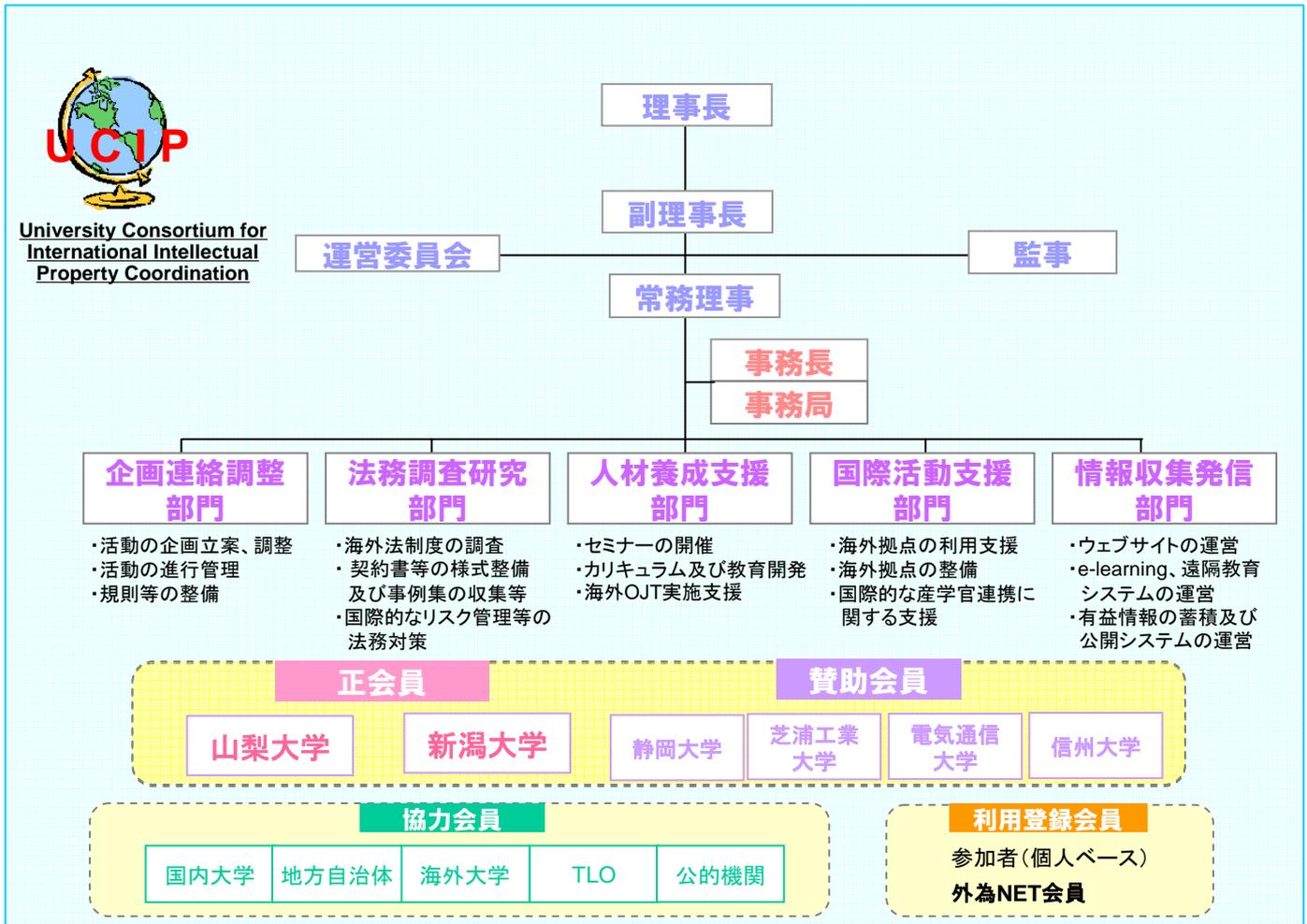
- H20年度は米国特許セミナーを開催(メイン会場のほか、TV会議システムを使用し、遠隔地の会場で同時受講)。H21年度も各セミナーの開催を予定しております。
- その他、安全保障貿易にかかる外為NET掲示板の利用などが可能です。

* 外為NET会員は外為NET掲示板(準備中)のみの利用となりますのでご注意ください

■ 会員間連携 ■

会員間で相互に連携・協力し、国際産学連携の推進を行います。

- 関連技術の共同出展(H20実績)
- 関連特許のパッケージ化
- 海外拠点の相互利用



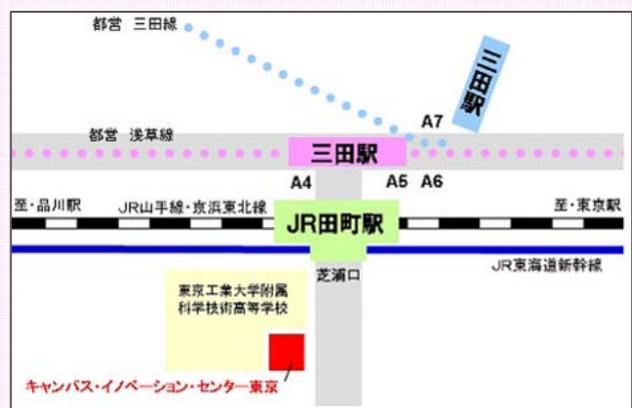
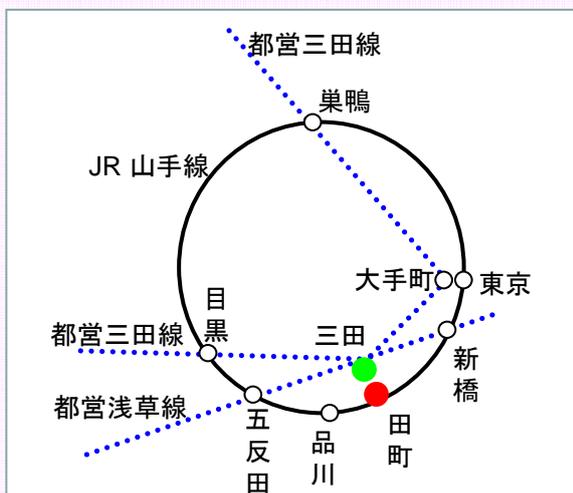
所在地

国際・大学知財本部コンソーシアム事務局

〒108-0023

東京都港区芝浦3-3-6 キャンパス・イノベーションセンター東京6階 山梨大学 東京リエゾンオフィス内

TEL: 03-6413-6226 FAX: 03-5440-9084 Email: ucip@bz03.plala.or.jp



- ・JR山手線・京浜東北線／田町駅下車・・・徒歩1分
- ・都営三田線・浅草線／三田駅下車・・・徒歩5分

国際・大学知財本部コンソーシアム 2008年度活動実績

セミナー・講演会開催

2008年

- 1月 安全保障貿易管理説明会(浜松フォルテビル)
- 2月 安全保障貿易管理セミナー(新潟大学)
- 2月 国際的産学官連携セミナー(新潟大学)
- 3月 国際技術移転シンポジウム(浜松名鉄ホテル)
- 3月 安全保障貿易管理説明会(山梨大学)
- 7月 中国産学官連携事情(甲府富士屋ホテル)
- 7月 米国産学官連携事情(甲府富士屋ホテル)
- 10月 米国特許セミナー(芝浦工業大学 豊洲キャンパス) *1

2009年

- 2月 大学における安全保障貿易管理セミナー(CIC東京) *2
- 3月 国際共同研究契約実務セミナー(CIC東京) *3

イベント出展・参加

2008年

- 1月 JUNBA 2008(アメリカ・サンフランシスコ)
- 2月 AUTM 2008 Annual Meeting(アメリカ・サンディエゴ)
- 4月 中国国際ブランド品博覧会(中国・成都市)
- 6月 第7回産学官連携推進会議(京都・国立京都国際会館) *4
- 9月 イノベーション・ジャパン 2008(東京・国際フォーラム) *5
- 10月 第10回シンセンハイテックフェア(中国・シンセン) *6

2009年

- 1月 JUNBA 2009(アメリカ・サンフランシスコ) *7
- 1月 第3回山梨産学官連携シンポジウム(山梨・ベルクラシック甲府)
- 2月 AUTM 2008 Annual Meeting(アメリカ・オランダ)

*1 米国特許セミナー(基礎編)(2008.10)

- ・4日間に亘り、米国人弁護士が米国特許出願と手続処理等をテーマとした講義を行い、日本人弁理士が講義中に日本語で適宜解説。
- ・講義後に日本人弁理士による復習会を設け、講義内容の理解を深めた。
- ・講義をメイン会場からUCIP会員大学にTV中継し、リアルタイム遠隔教育を実施。



【参加者 UCIP会員大学職員 延べ85名】

*2 大学における安全保障貿易管理セミナー(2009.2)

- ・「大学等における安全保障貿易管理に係る 効果的な自主管理体制整備の促進」
経済産業省安全保障貿易検査官室長 牧野 守邦 様
- ・「輸出管理遵守のための実務アドバイス」
財団法人 安全保障貿易情報センター 中尾 寛 様
- ・「企業の輸出管理と大学における輸出管理」
株式会社 東芝 新留 二郎 様
- ・「大学における安全保障貿易自主管理体制の構築」
UCIP法務調査研究部門リーダー 松原 幸夫



【参加者 大学職員、企業関係者等 約120名】

*3 国際共同研究契約実務セミナー(2009.3)

- ・「国際共同研究契約書検討の実務」
UCIP法務調査研究部門リーダー 松原 幸夫
- ・「Licensing Discussion with non-Japanese companies」
日本電気株式会社 尾形 偉幸 様
ポール・ヘイスティングス法律事務所マックスウェル・フォックス 様
- ・「中国の最近の知的財産の状況とビジネス風土」
NAKA国際知的財産コンサルタント 仲 隆弘 様



【参加者 大学職員、企業関係者等 約60名】

*4 第7回産学官連携推進会議・京都(2008.6)

UCIPの活動について紹介

*5 イノベーション・ジャパン2008(2008.9)

UCIPの活動について紹介

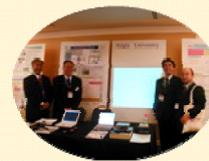
*6 第10回シンセンハイテックフェア・中国(2008.10)

山梨大学と新潟大学とで共同出展した。
UCIPの事業、両大学の概要、研究シーズ(改質装置と水素検出センサ、導電性高分子を用いたソフトアクチュエータ、温熱療法)を紹介した。



*7 JUNBA 2009・米国(2009.1)

加盟大学で共同出展。英語による研究結果の口頭発表も行った



etc...

山梨大学: 燃料電池改質装置の技術及び改質装置の模型を展示

新潟大学: 水素ガスセンサーの技術、及び実物のセンサーを使用したデモンストレーション